

各学校法人理事長 様

大阪府教育庁私学課長

令和4年度理科教育設備整備費等補助金（設備整備）の追加交付決定に向けた需要調査について（照会）

標記について、文部科学省初等中等教育局教育課程課から別添のとおり照会がありました。
該当がありましたら、下記事項及び別添の事務連絡、交付要綱等ご覧の上、事業実施計画書を作成し、提出してください。

記

1 対象事業

理科教育設備整備費等補助金交付要綱（平成20年4月1日文部科学大臣決定）に定める事業のうち、以下の事業

- 理科設備
- 算数・数学設備

- ・補助対象学校種は、学校法人が設置する小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校とする。
- ・補助対象経費として計上するものは、今年度になってから整備する必要が生じたが、何らかの理由により6月16日付で交付決定を受けた事業計画額に含めることができなかつた最重点設備（高等学校においては重点設備）のみとする。

2 提出書類及び提出期限等

(1) 提出書類

- ①令和4年度理科教育設備整備費等補助金 事業実施計画書（様式1）
 - ・今回追加する設備のみ記入してください。
- ②購入予定の商品名、価格、数量のわかる見積書等の設備内容資料
 - ・3者以上の見積もりを徴し、不採用のものも提出してください。
- ③設備の仕様や性能がわかるカタログの写し等の資料
 - ・取得単価が小学校、中学校については1組25万円、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む）については1組50万円以上の設備の購入を予定している場合のみ提出してください。

(2) 提出期限

令和4年7月15日（金）【厳守】

(3) 提出方法

上記（1）に記載の提出書類一式を電子メールにより提出

(4) 提出先

大阪府教育庁私学課小中高振興グループ

(電子メール) shigakudai gaku-g01@sbox.pref.osaka.lg.jp

電子メールの件名及びファイル名は「【学校法人名】R4 理科設備事業需要調査 (追加募集)」としてください。

3 留意事項

- (1) 今回補助対象経費として計上するものは、今年度になってから整備する必要が生じたが、何らかの理由により6月16日付で交付決定を受けた事業計画額に含めることができなかつた最重点設備(高等学校においては重点設備)のみとする。
 - ・内定後の(変更)交付申請時には、学校が整備する予定の最重点設備(高等学校においては重点設備)について関係書類の提出を求めるため、確実に整備を予定しているものを計上すること。
- (2) 小学校については取得価格が1組1万円未満の設備、中学校については取得価格が1組2万円未満の設備、高等学校(中等教育学校の後期課程を含む)については取得価格が1組4万円未満の設備は、補助対象に含まないものとする。
- (3) 学校ごとの補助対象経費は、交付要綱に定める1校あたりの基準金額を限度とする。
- (4) 補助対象となる経費は交付決定以降のものに限られるので、整備にあたっては十分注意すること。
- (5) 事業計画額の2分の1を乗じた額が予算残額を超える場合には、予算残額の範囲内で内定額を定めるものとする。

4 今後のスケジュール(予定)

令和4年8月初旬	内定(予定)
8月下旬	交付申請書※ 提出期限(予定)
9月中旬	交付決定(予定)

※新規で申請する補助事業者は、様式第1交付申請書を提出

追加で申請する補助事業者は、様式第5計画変更承認申請書を提出

文部科学省からの依頼文、様式は、大阪府ホームページに掲載しています。

HPアドレス <https://www.pref.osaka.lg.jp/shigaku/syoutyuukou/sinseiyousiki.html>

大阪府教育庁私学課

小中高振興グループ 明瀬・宮川

電話: 06-6941-0351 (内線 4835) / 06-6210-9274 (直通)

E-mail: shigakudai gaku-g01@sbox.pref.osaka.lg.jp